

<医師用>

※主治医様 下記太枠内をご記入願います。

<b>登園許可証明書</b>	
生麦保育園園長殿	入所児童氏名 _____
病名「 _____ 」	
_____年 _____月 _____日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能とします。	
_____年 _____月 _____日	
医療機関名 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、健康回復状態が集団での保育園生活が可能状態となってからの登園となるようにご配慮ください。

○医師が記入した登園許可証明書が必要な感染症○ 別表1

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発病 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあっては、3 日を経過するまで）
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日目から耳下線腫脹後 4 日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸炎感染症（O157, O26, O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

※「インフルエンザ」の「登園のめやす」は、横浜市が厚生労働省に確認した表現を記載しています。

※「急性出血性結膜炎」は、横浜市独自の取扱です。